

○御殿場市富士山市民のサロン条例

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

条例第 4 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、御殿場市富士山市民のサロン（以下「富士山市民のサロン」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民の生涯学習及び多様な世代の交流を促進し、社会教育の推進を図るため、富士山市民のサロンを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 富士山市民のサロンの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
御殿場市富士山市民のサロン	御殿場市新橋2004番地の1

(指定管理者による管理)

第 4 条 市長は、富士山市民のサロンの設置の目的を達成するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に富士山市民のサロンの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 富士山市民のサロンの設置目的に基づく各種事業の企画及び運営に関する業務
- (2) 富士山市民のサロンの利用の受付及び案内に関する業務
- (3) 富士山市民のサロンの利用の承認又は承認の取消し若しくは変更に関する業務
- (4) 富士山市民のサロンの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の設定及び徴収に関する業務
- (5) 利用料金の減額又は免除に関する業務
- (6) 利用料金の還付に関する業務
- (7) 富士山市民のサロンの供用日又は供用時間の変更に関する業務
- (8) 富士山市民のサロンの施設、設備等の維持管理に関する業務
- (9) その他富士山市民のサロンの管理上、市長が必要と認める業務

(供用日及び供用時間)

第 6 条 富士山市民のサロンの供用日及び供用時間は、次のとおりとする。

供用日	供用時間

1月4日から12月28日まで。ただし、毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日とする。）を除く。	午前9時から午後9時まで
--	--------------

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、供用日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは臨時に休館することができる。

（利用の承認等）

第7条 富士山市民のサロンの利用について、別表左欄に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 富士山市民のサロン内の秩序を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 施設、付属設備、展示物等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) その他利用が不相当と認められるとき。

（利用の承認の取消し等）

第8条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「有料利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、富士山市民のサロンの利用の承認を取り消し、若しくは変更し、又は利用を停止することができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 有料利用者が前条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 有料利用者が承認に付した条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定による利用の承認の取消し、変更又は利用の停止により生じた損害については、指定管理者はその責めを負わない。

（利用料金）

第9条 有料利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、指定管理者が別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちにこれを公表すると

ともに、利用者に周知しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、市長の定める基準に従い、その利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長の定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権譲渡等の禁止)

第12条 有料利用者は、利用の承認を受けた目的以外に富士山市民のサロンを利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 富士山市民のサロンを利用する者は、富士山市民のサロンの利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、その利用した施設、設備等を、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、富士山市民のサロンの利用を禁止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) その他利用が不相当と認められるとき。

(損害賠償の義務)

第15条 富士山市民のサロンを利用する者は、故意又は過失により富士山市民のサロンの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第16条 第4条の規定による指定管理者の指定を行わないとき、又は御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第14条の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、市長が富士山市民のサロンの管理を行う。この場合において、この条例中指定管理者に関する規定は、市長に関する規定

として市長に適用があるものとする。

2 前項の場合における利用料金の取扱い等については、市長は、これを使用料として取り扱うものとする。

3 前2項の管理の業務及び使用料については、市長はその自ら管理する業務の範囲及び期間並びに使用料の額を別に定める方法により周知しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和3年3月教育委員会規則第2号で、同3年4月6日から施行)

別表(第7条、第9条関係)

利用の承認を必要とする施設及び利用料金上限額

施設区分	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
生涯学習室		700円	1,000円	1,500円	3,000円
第1相談室		300円	400円	600円	1,000円
第2相談室		300円	400円	600円	1,000円

備考

- 1 入場料の類を徴収する場合又は営利を目的として利用する場合は、利用料金の200%相当額とする。
- 2 「入場料の類」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他入場する者から利用者が徴収する金銭等をいう。
- 3 管理上支障がない場合は、利用時間の延長を承認する。ただし、利用時間を超えた時の利用料金は1時間(1時間に満たない場合も1時間とする。)につき時間区分の1時間相当額とする。
- 4 市民以外の者(市内の事業所等に勤務する者を除く。)が利用する場合の利用料金は、当該利用料金(1及び3の加算する額を含む。)の150%相当額とする。
- 5 準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 6 特殊電気設備を設置したときの電気料等は、実費として徴収する。
- 7 利用料金は、附帯する備品の利用を含むものとする。

○御殿場市富士山市民のサロン条例施行規則

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

教育委員会規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、御殿場市富士山市民のサロン条例(令和 2 年御殿場市条例第 4 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(利用承認等の申請)

第 2 条 条例第 7 条の規定により富士山市民のサロンの利用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、御殿場市富士山市民のサロン利用承認申請書(様式第 1 号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用の日前 3 日から利用の日の属する月前 6 月以内の期間に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

3 指定管理者が必要と認めるときは、申請者は、第 1 項の申請書に利用計画書等を添えなければならない。

(承認書の交付等)

第 3 条 指定管理者は、前条第 1 項の規定による申請を承認したときは、御殿場市富士山市民のサロン利用承認書(様式第 2 号)を申請者に交付する。

2 利用の承認は、申請の順位により行う。ただし、申請が同時に行われたときは、抽選により決定する。

(利用等の取消し及び変更)

第 4 条 前条の規定により利用の承認を受けた者が、その利用を取り消し、又は変更しようとするときは、利用の日前 7 日までに御殿場市富士山市民のサロン利用変更(取消し)申請書(様式第 3 号)に前条第 1 項の承認書を添えて、指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を承認したときは、御殿場市富士山市民のサロン利用変更(取消し)承認書(様式第 4 号)を当該申請をした者に交付する。

(利用料金の減免)

第 5 条 条例第 1 0 条の市長の定める基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 市が主催して利用するとき 免除

(2) 市内の小・中・高等学校又は特別支援学校に在学している児童又は生徒の教育を目的として利用するとき 免除

(3) 市内の保育所、認定こども園、又は幼稚園に在園している園児の保育又は教育を目的として利用するとき 免除

(4) 市内の生涯学習に関する公共的団体が主催して利用するとき 免除

(5) その他市長が特に必要があると認めるとき 免除又は100分の50を減額

2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第2条第1項の申請書に御殿場市富士山市民のサロン利用料金減免申請書（様式第5号）を添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、御殿場市富士山市民のサロン利用料金減免承認書（様式第6号）を当該申請をした者に交付する。

（利用料金の還付）

第6条 条例第11条ただし書の市長の定める基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 利用の承認を受けた者の責めによらない理由により利用できなくなったとき 全額還付

(2) 利用の日前7日までに、利用承認の取消しを願い出たとき 100分の50還付

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき 全額還付又は100分の50還付

2 利用料金の還付を受けようとする者は、御殿場市富士山市民のサロン利用料金還付申請書（様式第7号）に、利用料金を納付したことを証する書類を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、御殿場市富士山市民のサロン利用料金還付書（様式第8号）を当該申請をした者に交付する。

（利用者の遵守事項）

第7条 富士山市民のサロンを利用する者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用時間を守ること。

(2) 所定の場所以外には出入りしないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。

(4) 承認なしに、物品等の販売行為をしないこと。

(5) その他係員の指示に従うこと。

（市長による管理）

第8条 条例第16条の規定により、市長が御殿場市富士山市民のサロンの管理を行う場合は、この規則中指定管理者に関する規定は、市長に関する規定として市長に適用があるものとする。

2 前項の場合における利用料金の取扱い等については、市長は、これを使用料として取扱うものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、規則で定める日から施行する。

(令和3年3月教育委員会規則第3号で、同3年4月6日から施行)

様式第1号（第2条関係）

御殿場市富士山市民のサロン利用承認申請書

様		受付第 号 年 月 日			
御殿場市富士山市民のサロンの利用を申請します。					
申請者	住所		主催・共催・その他（ ）		
	名称		電話（ ） —		
	氏名				
利用責任者	住所		電話（ ） —		
	氏名				
利用目的					
利用日時	① 年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで		午前・午後・夜間・全日		
	② 年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで		午前・午後・夜間・全日		
入場予定人数	人		入場料徴収 の有無		
利用料金	利用時間	午前	午後	夜間	全日
	施設区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
	生涯学習室	円	円	円	円
	第1相談室	円	円	円	円
	第2相談室	円	円	円	円
上記基本利用料金の額		加算・減額・免除		利用料金（計）	
円		加算 %・減額 %・免除		円	
承認条件 御殿場市富士山市民のサロン条例、同施行規則及び施設利用上の心得を守ってください。					

様式第2号（第3条関係）

御殿場市富士山市民のサロン利用承認書

様		第 号 年 月 日 印			
御殿場市富士山市民のサロンの利用を承認します。					
申請者	住所	主催・共催・その他（ ）			
	名称	電話（ ） —			
	氏名				
利用責任者	住所	電話（ ） —			
	氏名				
利用目的					
利用日時	① 年 月 日（曜日）から 午前・午後・夜間・全日 年 月 日（曜日）まで				
	② 年 月 日（曜日）から 午前・午後・夜間・全日 年 月 日（曜日）まで				
入場予定人数	人	入場料徴収の有無 有 ・ 無			
利用料金	利用時間	午前	午後	夜間	全日
	施設区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
	生涯学習室	円	円	円	円
	第1相談室	円	円	円	円
	第2相談室	円	円	円	円
上記基本利用料金の額		加算・減額・免除		利用料金（計）	
円		加算 %・減額 %・免除		円	
承認条件 御殿場市富士山市民のサロン条例、同施行規則及び施設利用上の心得を守ってください。					

様式第3号（第4条関係）

御殿場市富士山市民のサロン利用変更（取消し）申請書

受付第 号 年 月 日
様 住所 名称 氏名
御殿場市富士山市民のサロンの利用の変更（取消し）を申請します。

区 分	変 更 ・ 取 消 し		
理 由			
変 更 前 承 認 内 容	承認年月日及び番号	年 月 日 第 号	
	利用施設名		
	利用料金（既納分）		

【 変 更 後 の 内 容 】

利用目的			
利用日時	① 年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで	午前・午後・夜間・全日	
	② 年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで	午前・午後・夜間・全日	
入場予定人数	人	入場料徴収の有無	有 ・ 無

利用料金	利用時間	午前	午後	夜間	全日
	施設区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
	生涯学習室	円	円	円	円
	第1相談室	円	円	円	円
	第2相談室	円	円	円	円

上記基本利用料金の額	加算 ・ 減額 ・ 免除	利用料金（計）
円	加算 % ・ 減額 % ・ 免除	円
承認条件	御殿場市富士山市民のサロン条例、同施行規則及び施設利用上の心得を守ってください。	

様式第4号（第4条関係）

御殿場市富士山市民のサロン利用変更（取消し）承認書

様	第 号 年 月 日 印
御殿場市富士山市民のサロンの利用の変更（取消し）を承認します。	

区 分	変更 ・ 取消し	
理 由		
変 更 前 承 認 内 容	承認年月日及び番号	年 月 日 第 号
	利用施設名	
	利用料金（既納分）	

【 変 更 後 の 内 容 】

利用目的			
利用日時	① 年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで	午前・午後・夜間・全日	
	② 年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで	午前・午後・夜間・全日	
入場予定人数	人	入場料徴収の有無	有 ・ 無

利用料金	利用時間	午前	午後	夜間	全日
	施設区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
	生涯学習室	円	円	円	円
	第1相談室	円	円	円	円
	第2相談室	円	円	円	円

上記基本利用料金の額	加算 ・ 減額 ・ 免除	利用料金（計）
円	加算 % ・ 減額 % ・ 免除	円
承認条件 御殿場市富士山市民のサロン条例、同施行規則及び施設利用上の心得を守ってください。		

様式第5号（第5条関係）

御殿場市富士山市民のサロン利用料金減免申請書

受付第 号	
年 月 日	
様	
申請者 住 所	
名 称	
氏 名	
電 話	
御殿場市富士山市民のサロンの利用料金を次のとおり減免申請します。	
利用期間	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（曜日）午前・午後 時 分まで
利用施設	生涯学習室 ・ 第1相談室 ・ 第2相談室
利用料金	円
決定理由	
決定内容	<input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 100分の50減額する

様式第6号（第5条関係）

御殿場市富士山市民のサロン利用料金減免承認書

様		第 号 年 月 日 印
御殿場市富士山市民のサロンの利用料金を次のとおり承認します。		
利用期間	年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分まで	
利用施設	生涯学習室 ・ 第1相談室 ・ 第2相談室	
利用料金	円	
決定理由		
決定内容	<input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 100分の50減額する	

様式第7号（第6条関係）

御殿場市富士山市民のサロン利用料金還付申請書

受付第 号	
年 月 日	
様	
申請者 住 所	
名 称	
氏 名	
電 話	
御殿場市富士山市民のサロンの利用料金の還付を次のとおり申請します。	
承認番号	年 月 日 第 号
利用日時	年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分まで
利用施設	生涯学習室 ・ 第1相談室 ・ 第2相談室
理 由	
既納利用料金	円
還 付 金	円

様式第8号（第6条関係）

御殿場市富士山市民のサロン利用料金還付書

様	第 号 年 月 日 印
御殿場市富士山市民のサロンの利用料金を次のとおり還付します。	

承認番号	年 月 日 第 号
利用日時	年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分まで
利用施設	生涯学習室 ・ 第1相談室 ・ 第2相談室
理由	
既納利用料金	円
還付金	円

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 5 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)

様式第 8 号 (第 6 条関係)